

耐震およびアスベスト対策に関する補助制度のお知らせ

耐震診断・耐震改修補助制度のご案内

市民の皆さんが、安心して耐震化に取り組めるよう、耐震診断や耐震改修工事の経費の一部を補助します。

◆補助対象者

市内に居住している方、または空き家バンク登録者(売買などの契約をされた方)で市税などを滞納していない方。
※所有権者が複数の場合は全員に滞納がないこと

◆補助対象住宅

- ①昭和56年5月31日以前に在来軸組工法で建築(着工を含む)した、木造2階建て以下の一戸建て専用住宅
- ②市内にある自己所有の住宅で、現在居住しているもの
- ③空き家バンク登録住宅で売買などの契約がされているもの

◆補助内容

- 県住宅耐震推進協議会または耐震診断士が行う耐震診断に掛かった費用の3分の2以内(上限10万円)
 - 耐震補強設計および工事監理に掛かった費用の3分の2以内(上限10万円)
 - 耐震補強改修工事に掛かった費用の2分の1以内(上限90万円)
 - 簡易改修型・部分改修型に掛かった費用の2分の1以内(上限60万円)
 - 高齢者などの世帯上限は75万円
 - シエルター補強型工事に掛かった費用の2分の1以内(上限30万円)
- ※耐震改修工事の補助を受けるためには、事前に耐震診断を受ける必要があります。なお、申請は工事などの着手前に行う必要があります

◆耐震アドバイザー制度

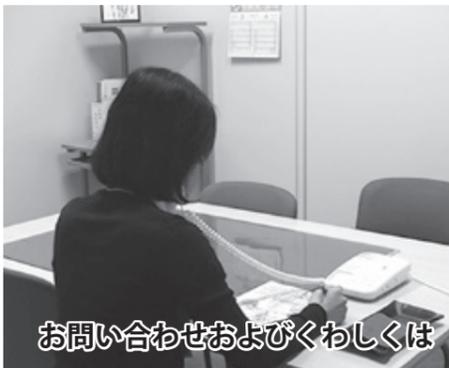
市はこの他に、専門の建築士による耐震診断の無料相談制度も実施しています。お気軽にご相談ください。

消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターは、消費者と事業者との間に生じたトラブルや消費生活全般に関する苦情や問い合わせに対し、公平な立場で対応する機関です。商品・サービスに関するトラブルや悪質商法による被害、製品や食品、サービスによる事故などの相談を消費生活相談員が受け、助言や情報の提供、専門機関への紹介・あっせんを行い、問題解決へのお手伝いをしています。相談は無料で、電話や窓口で受け付けています。商品やサービスについて「おかしいな」「不安だな」と思ったときは、一人で悩まずにお早めにご相談ください。

◆どんなことが相談できるの?

- ① 次のような事例があります。
- ② 悪質な訪問販売で、不要な商品を購入してしまった
- ③ 子どもが買ったおもちゃだけが壊れた
- ④ 携帯電話に身に覚えのないサイトの情報料を請求するメールが届いた
- ⑤ クレジット会社や消費者金融などの借金の返済で悩んでいる



お問い合わせおよびくわしくは

日光市消費生活センター(ショッピングプラザ日光4階)
受付時間…月曜～土曜日(日曜日・祝日・年末年始を除く)
午前10時～午後4時
電話番号…22-4743

民間建築物の吹付けアスベスト対策補助金のご案内

市は、建築物(旅館・ホテル、店舗、事務所など)に吹き付けられたアスベストによる健康被害を予防し、生活環境の保全を図っています。そのため、建築物に吹き付けられているアスベストの含有の有無の調査および吹付けアスベストの除去などの工事を行う建築物の所有者などに費用の一部を補助します。

①アスベスト含有調査事業

◆対象事業

吹付けアスベストの含有の有無について、分析機関に委託して行う調査

◆対象建築物

アスベストが含まれている、またはその可能性がある吹付け建材が施工された建築物

◆対象者

対象建築物の所有者など

◆補助内容

アスベストが含まれている可能性があるものに対し、アスベストの有

無についての定性分析および含有量に係る定量分析に要する費用について補助します。
※対象経費以内、かつ25万円以内を限度とします

②アスベスト除去等事業

◆対象事業

アスベストを含んでいる吹付け建材を除去・封じ込め・囲い込みの工法によって、飛散防止を図る工事

◆対象建築物

吹付けアスベストが施工された建築物(解体予定のものは除く)

◆対象者

対象建築物の所有者など

◆補助内容

建築物に吹付けられたアスベストの除去や封じ込め、囲い込みの工事に要する費用を補助します。対象経費の3分の2以内、かつ150万円以内を限度とします。

くわしくは
建築住宅課 建築指導係
☎(21)5197

こんなこともやっています

- 出張消費生活無料相談会
消費生活相談員が年に2回、日光地域と藤原地域で無料の相談を実施します。
- 出前講座
自治会やクラブ、各種団体などを対象に、消費生活相談員が消費者トラブルの未然防止と早期解決のために、事例紹介や対処法などをわかりやすく説明します。

相談する前に

あらかじめ次のことを準備してお

- くと相談がスムーズに進みます。
- 相談内容を整理しておく
*どんな商品・サービスをいつ、いくらで契約(購入)したか
*業者などの名称や連絡先など
*業者との間にどんなやりとりがあったかなど
- 関係書類を手元に用意する
業者からもらった名刺やチラシ、契約書、見積書などは参考資料になるので全て保管しておきましょう。
- できるだけ本人が相談する
契約時の状況を正確に把握し、本人の意向を確認するためにもできるだけ契約した本人が相談しましょう。

5月は消費者月間です

昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行っています。

消費者庁では、平成28年度の統一テーマを「みんなの強みを活かして～安全・安心な社会に一億総活躍～」とし、老若男女問わず社会に関わる全ての人たちが活躍する一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを行っていきます。

近年、市内でも消費者トラブルや高齢者を狙った特殊詐欺被害が後を絶ちません。被害に遭わないために、日頃から消費者問題に関心を持ちましょう。

進化する特殊詐欺に気をつけましょう!